

御嵩町低所得世帯支援給付金(子ども加算分) 支給に関するお知らせ

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「御嵩町低所得世帯支援給付金事業」を実施します。

本給付金の給付対象となる世帯の世帯主様へ、下記のとおりご案内いたします。

○給付対象

基準日(令和6年12月13日)において、御嵩町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯に属している子ども[※]

※平成18年4月2日以降に出生した者

○給付額

対象となる子ども1人あたり 2万円

○給付方法

令和5年度に実施した「御嵩町物価高騰給付金(7万円)」、令和6年度に実施した「御嵩町低所得世帯支援給付金(10万円)」を支給した銀行口座へ自動的に振り込みます。[※]

※給付の実施は、「振込済通知」の発送にてお知らせします。

○注意事項

給付を辞退される方、振込先口座の変更を希望される方は、同封した別紙「御嵩町低所得世帯支援給付金 支給に関するお知らせ」をご確認いただき、手続きをお願いいたします。

○お問合せ先

御嵩町役場 電話：0574-67-2111 開庁日時：平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

1：申請方法に関するお問合せ・・・福祉子ども課 社会福祉係(内線:2123、2124)

2：ご自身の課税状況等に関するお問合せ・・・税務課 課税係(内線:2154)